

令和4年度 第8回瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会会議議事録

1 **開催日時** 令和4年10月28日（金）午前10時～午前11時

2 **開催場所** 瀬戸市役所東庁舎4階 大会議室

3 **出席者**

江坂 正光 会長

小川 直人 委員

菅沼 綾子 委員

松村 芳明 委員

三輪 まどか 委員

（事務局）

行政課長 原 貴徳

行政課課長補佐 藤掛 淳一

行政課法務係長 山口 武蔵

行政課法務係主査 田中 千恵子

4 **傍聴者** なし

<議事録>

5 **議題**

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（案）について

事務局から説明

資料2により説明

現行の瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（以下「運営規則」という。）

との比較

・第1条（趣旨）について

運営規則を廃止し、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（以下「運営条例」という。）を制定することに伴い、運営規則のときにあった瀬戸市附属機関設置条例との上下の関係がなくなるため、規定中「瀬戸市附属機関設置条例第5条の規定に基づき」等を削る。

・第2条（定義）について

改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）により、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例等が制定されるため、関係する法令及び条例が増えた。

- ・第3条（担当事務等）について

運営条例第3条第1項第1号、第3号及び第6条は、審査請求に係る諮問であり、同項第2号、第4号及び第7号は、制度全般についての諮問である。運営条例第3条第1項第5号は瀬戸市個人情報保護条例第8条の2に規定されている特定個人情報保護評価書のことである。運営規則第3条第2号のうち、瀬戸市個人情報保護条例第8条第1項第4号（登録簿の報告）、第9条第6号（本人以外収集に係る意見聴取）、第10条第1項第5号（目的外利用・外部提供に係る意見聴取）、第12条第2項第2号（電子計算機の結合に係る意見聴取）による諮問が個人情報の保護に関する法律の改正により、許容されなくなったが、運営条例第3条第1項第8号に規定する情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する事項として、報告をうけるものとする。

運営条例第3条第2項は改正法第105条第3項の規定により、行政不服審査法第81条第1項の機関であることを明記している。

- ・第4条（委員）及び第5条（会長）について

運営規則と同じ規定である。

- ・第6条（会議）について

瀬戸市個人情報保護法施行条例に係る調査審議の公開により行った運営規則の改正の際には、会議の原則非公開を維持していたが、この場合、事前に会議を開き、公開するか否かを決めなければならなくなるため、運営条例では、審査請求に係る諮問等を除き原則公開とし、審議の過程で個人情報等を含む事項と取り扱う際に、審査会に諮って会議を公開するか否かを決定することとする。

- ・第7条（除斥）について

瀬戸市行政不服審査会運営規則に同様の規定があり、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にも当てはまる要件であるため規定する。

- ・第8条（調査権限）について

個人情報については、改正法によることになったため、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例の諮問先であることを追加した。

- ・第9条（意見の陳述）について

運営規則第8条第5項に規定されている質問については、審査庁又は審査請求

に対する裁決をすべき実施機関が口頭意見陳述等を通し、双方の疑義は解消された上で主張を整理し、必要に応じて諮問すべきであることから削除する。

- ・第10条（意見書等の提出）について

運営規則と同じ規定である。

- ・第11条（提出資料の写しの交付等）

運営規則第10条第1項に規定されている資料の送付については、審査庁又は審査請求に対する裁決をすべき実施機関が審査を進める中で、弁明書、反論書等により、審査請求人等の主張に係る資料は各々が持っているはずであることから削除する。ただし、各々が持っているはずの資料がない場合等は交付を求めることができるよう、運営条例にも規定をしている。

運営条例第11条第4項は、行政不服審査法第78条第4項に準じて、交付に必要な実費手数料の徴収について規定しており、同条第5項では、行政不服審査法第78条第5項の規定に準じて手数料の減額又は免除について規定する。

- ・第12条（答申の送付等）から第15条（委任）までについて

運営規則と同じ規定である。

委員：今回運営規則から運営条例になったことで何が変わるのか。

事務局：条例を制定、改廃等するときは議会に諮る必要があるが、規則は議会に諮らなくても制定、改廃等ができるという違いがある。

委員：第1条について、法律に基づいて規定されていなくても良いか。

事務局：個人情報の審査会は改正法第105条第3項で「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする規定されており、更に行政不服審査法第81条第4項では、運営に必要な事項は地方公共団体の条例で定めると規定されている。これまで条例で設置していた個人情報の審査会について、改正法で「条例で定める。」とされた事項を条例化したものである。

設置については、瀬戸市附属機関設置条例で規定されており、運営条例は運営のみ規定したものとなっている。情報公開の審査会については、法令ではなく、瀬戸市情報公開条例に基づいている。本市は個人情報と情報公開の審査会が1つになっているため、情報公開の審査会も今回の法改正に引っ張られた形となっている。

委員：第3条の担当事務等について、今までと基本的には変わらないか。

事務局：本人以外収集、目的外利用・外部提供に係る意見聴取等について1件

ずつ決めることはできないが、審査請求に係る諮問についての調査審議、特定個人情報保護評価書、運用状況の報告等は今までどおりである。

委員：第6条の会議について、原則公開となるのか。

事務局：運営規則では、原則非公開としており、審査会が必要と認めるときは公開することができるため、事前に公開するか審査会に諮る必要がある。そのため、運営条例では会議を原則公開とし、審議をする内容に個人情報が含まれている審査請求に係る諮問及び特定個人情報保護評価書については非公開とすると規定し、その他非公開とするものがある場合は、審査会に諮ることとした。

委員：第3条第1項第8号も非公開としなくても良いか。報告して質問があった場合、個人情報に関わる事項が含まれる可能性を考えると非公開にした方が良いのではないかと思われる。

委員：必要に応じて議題の内容を公開にするか、非公開にするか決めるとすると、公開で会議を行うとしたときは、事前に周知することが必要であるが運用上可能であるか。

委員：基本公開としたのは、運用の改正についてであり、個人情報が含まれないものを想定しているのではないか。

事務局：そのとおり。

委員：原則公開とするのであれば、まず、「原則公開とする。」とし、ただし書きで非公開とするものを規定する方が良いと思われる。更に、会議を非公開とすることについては、第6項で「前項の規定にかかわらず、～会議を非公開とすることができる。」とし、第7項で傍聴の手続について定めてはいかかか。

委員：第8条第4項の審査請求人等の中に、諮問実施機関が含まれていて良いか。

事務局：行政不服審査法第74条でも審査庁が含まれているため、このままで良い。

委員：第9条の意見の陳述は審査請求人等に口頭意見陳述の機会を与えるというものか。

事務局：そのとおり。

委員：第9条第2項の招集するものの中に、処分庁も含まれるのか。

事務局：行政不服審査法第75条第1項には処分庁は含まれていないため、運営条例第9条第2項の規定から削除する。

以上の意見を踏まえ、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（案）とする。

— 以 上 —